

MY企業年金通信

区分	DB	DC	PBO	その他
内容	法令等	制度	運用	その他
必須ご対応 事項(※)	あり		なし	

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある
題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

財政運営に係る特例的扱い等について

※当資料での略号

- ・確定給付企業年金＝DB、規約型企業年金＝規約型DB、企業年金基金＝DB基金
- ・確定給付企業年金法＝DB法、確定給付企業年金法施行規則＝DB規則
- ・通知「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて」
(平成20年9月11日年発第0911001号)＝資産分割通知

2021年2月

明治安田生命

◆令和2年12月9日付で改正省令(注1)が公布・施行、および関連する通知(注2)並びに事務連絡(注3)が発出され、以下の財政運営に係る特例的扱い等が定められました。

1. 掛金の引上げ又は追加拠出の猶予

○改正概要：事業所の経営状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると思込まれること等の条件(※1)をすべて満たした場合に、財政再計算による掛金引上げ又は非継続基準抵触による追加拠出を一定期間内に限り猶予すること(※2)
猶予の特例を受ける場合には、その旨を規約に規定することが必要

	(※1) 拠出の支障見込のほかに必要な猶予条件	(※2) 猶予内容
掛金の引上げ	令和3年4月1日～令和4年3月31日に財政再計算結果に基づく掛金の適用日が到来し、当該財政再計算結果に基づく掛金額が前回の財政計算の掛金額を上回ること	財政再計算結果に基づく掛金の適用日から1年以内の期間は、前回の財政計算の掛金額以上、財政再計算結果に基づく掛金額以下の範囲内の掛金額とすることが可能
追加拠出	令和3年4月1日～令和4年3月31日に非継続基準抵触による特例掛金の追加拠出をすることとなる事業年度の初日が到来すること	追加拠出をすることとなる事業年度に追加拠出する額は、(0以上)追加拠出することとなる額以下の範囲内とすることが可能

(注1)～(注3)は、次ページを参照)

◆令和2年12月9日付で改正省令(注1)が公布・施行、および関連する通知(注2)並びに事務連絡(注3)が発出され、以下の財政運営に係る特例的扱い等が定められました。

2. 償却すべき過去勤務債務の額の特例

○改正概要：令和2年3月31日～令和4年3月31日を事業年度末とする事業年度の財政検証で継続基準に抵触した場合に、特別掛金として償却すべき過去勤務債務の額については、許容繰越不足金の全部又は一部を控除することが可能
特例の適用を受ける場合には、その旨を規約に規定することが必要

(注1)確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第197号)

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20201209/20201209h00390/20201209h003900001f.html>

(注2)通知「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について」(令和2年12月9日年発1209第1号)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000168720.pdf

通知「確定給付企業年金の財政運営に係る特例的扱い等について」(令和2年12月9日年企発1209第2号)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000168722.pdf

(注3)事務連絡「確定給付企業年金の財政運営に係る特例的扱い等に係る規約例」(令和2年12月9日)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000168785.pdf

- ・財政再計算結果に基づく掛金の引上げの猶予の内容、適用要件、適用の場合の対応は以下のとおり

(1) 猶予の内容

- ・財政再計算結果に基づく掛金の適用日から1年以内の期間は、前回の財政計算の掛金額以上、財政再計算結果に基づく掛金額以下の範囲内の掛金額とすることが可能

(2) 猶予を適用する場合の要件

- ・令和3年4月1日～令和4年3月31日に財政再計算結果に基づく掛金の適用日が到来すること
- ・財政再計算結果に基づく掛金額が前回の財政計算の掛金額を上回ること^(注1)
- ・実施事業所の経営状況の悪化により事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれること^(注2)
- ・規約に猶予の適用を受ける旨を規定すること^(注3)

(注1) 掛金額は、標準掛金額、特別掛金額、リスク対応掛金額、次回の財政再計算時の積立不足の見込額償却のための特例掛金額の合計額で判定し、掛金区分ごとには判定不要

比較する日は財政再計算結果に基づく掛金の適用日

前回の財政計算の特別掛金額が比較する日で終了する場合は、前回の財政計算の特別掛金額はないものとして比較

(注2) 複数の実施事業所が加入している場合、少なくともそのうちの1つの実施事業所について経営状況が悪化していれば要件に該当

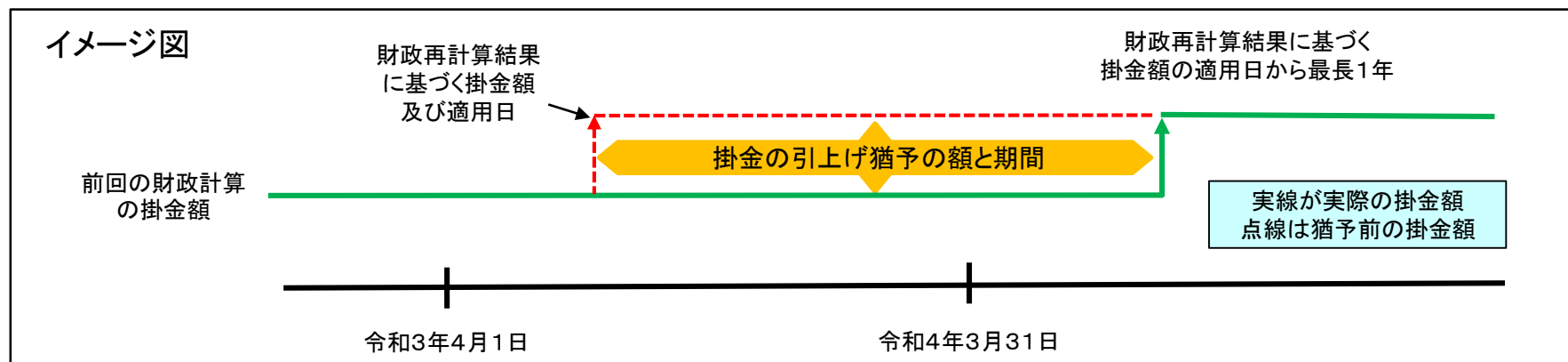
(注3) 掛金の引上げの猶予のみの規約変更は、リスク対応掛金を変更する場合を除きDB規則第7条第1項第5号(DB基金は第15条第3号)の軽微な変更(届出)に該当

リスク対応掛金の引上げ猶予を行なう場合は、承認(認可)申請に該当

・財政再計算結果に基づく掛金の引上げの猶予の内容、適用要件、適用の場合の対応は以下のとおり

(3) 猶予を適用する場合の対応

- ・様式「確定給付企業年金の財政運営に係る特例的扱いの適用状況を示した書類」を提出すること^(注4)
- ・猶予適用期間終了後の標準掛金額は、以下のいずれかとする
 - ①新たに財政再計算実施して計算する標準掛金額^(注5)
 - ②直近の財政再計算において計算した標準掛金額^(注6)



(注4) 複数の実施事業所が加入している場合で、少なくともそのうちの1つの実施事業所の経営状況の悪化により要件に該当した場合、該当する実施事業所のみ様式を提出

経営状況の悪化は各事業主によって様々なので、様式を用いて労使双方で十分に議論して判断すること(ただし、「労使合意に至るまでの労使協議の経緯」の添付は不要)

様式上の収入及び支出では判断できない事情がある場合は、様式の「(3) 掛金引上げが困難な理由」に記載

(注5) ①とする場合は、猶予の適用を受ける旨の規約変更の際に、次回の財政再計算の計算基準日を規定することが必要

(注6) ②とする場合は、猶予の適用を受ける旨の規約変更の際に、②の標準掛金額を規定することが必要

様式「確定給付企業年金の財政運営に係る特例的扱いの適用状況を示した書類」(規約型DB)

別紙様式(規約型企業年金)

令和 年 月 日

確定給付企業年金の財政運営に係る特例的扱いの適用状況を示した書類

規約番号

事業所名称

事業主名称

1 適用する特例措置 (該当する項目について、チェックを入れてください。)

☐ 規則附則第14条

☐ 規則附則第15条

☐ 規則附則第16条

2、3及び6を記入ください

2、4及び6を記入ください

5及び6を記入ください

2 実施事業所の経営状況等

(1) 経営状況が悪化している実施事業所

事業主

実施事業所

(2) 収入及び支出の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目

令和 年 (当年)

前年同月

月

月

月

月

月

月

収入

売上

計

支出

仕入

販売費/一般管理費

借入金返済

計

収入減少率

1=(㉔+㉕)

1=(㉔+㉖)

1=(㉔+㉗)

のうち最大のものを記載

%

※「収入減少率」は小数点以下第2位を四捨五入して記載ください。

※収入は、事業所の事業上の売上その他通常の収入であり、臨時的収入である各種給付金はその額に含まないでください。

※減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。

(3) 掛金引上げが困難な理由

3 規則附則第14条の適用を受ける場合

(1) 掛金引上げの適用日及び猶予期間

適用日

令和 年 月 日

猶予期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(2) 特例措置の適用状況等

(率、(円))

標準掛金

特別掛金

特例掛金

リスク対応掛金

計

前回の財政再計算に基づく掛金

今回の財政再計算に基づく掛金

特例措置適用後の掛金

※掛金の率で比較可能であれば、掛金の率を記載ください。

※特例掛金は規則第47条に基づく掛金の額をあらわします。

4 規則附則第15条の適用を受ける場合

(1) 追加提出することとなる事業年度

令和 年度(令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)

(2) 特例措置の適用状況等

(円)

特例措置適用前の特例掛金の額

特例措置適用後の特例掛金の額

5 規則附則第16条の適用を受ける場合

(1) 計算基準日

令和 年 月 日

(2) 特例措置の適用状況等

(千円)

適用前の過去勤務債務の額

許容繰越不足金

うち控除する額

適用後の過去勤務債務の額

6 備考(給付区分ごとに特別掛金を算定している場合等、留意点があれば記載ください。)

5

明治安田生命

・非継続基準抵触による追加拠出の猶予の内容、適用要件、適用の場合の対応は以下のとおり

(1) 猶予の内容

- ・非継続基準に抵触して追加拠出することとなる事業年度に追加拠出する額は、0以上、追加拠出することとなる額以下の範囲内とすることが可能^(注1)

(2) 猶予を適用する場合の要件

- ・令和3年4月1日～令和4年3月31日に非継続基準抵触による特例掛金の追加拠出をすることとなる事業年度の初日が到来すること
- ・実施事業所の経営状況の悪化により事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれること^(注2)
- ・規約に猶予の適用を受ける旨を規定すること^(注3)

(3) 猶予を適用する場合の対応

- ・様式「確定給付企業年金の財政運営に係る特例的扱いの適用状況を示した書類」を提出すること^(注4)

(注1) 追加拠出の猶予の対象となるのは、DB規則第58条第1項(同条第2項において準用する場合を含む)の規定(積立比率による方法)に基づく特例掛金であり、DB規則平成24年1月31日付附則第4条の規定(回復計画による方法)に基づく特例掛金は対象外。

(注2) 3ページの掛金の引上げの猶予(1)の(注2)に同じ

(注3) 追加拠出の猶予のみの規約変更は、DB規則第7条第1項第5号(DB基金は第15条第3号)の軽微な変更(届出)に該当

(注4) 4ページの掛金の引上げの猶予(2)の(注4)に同じ

償却すべき過去勤務債務の額の特例

- ・償却すべき過去勤務債務の額の特例の内容、適用要件、適用の場合の対応は以下のとおり

(1) 特例の内容

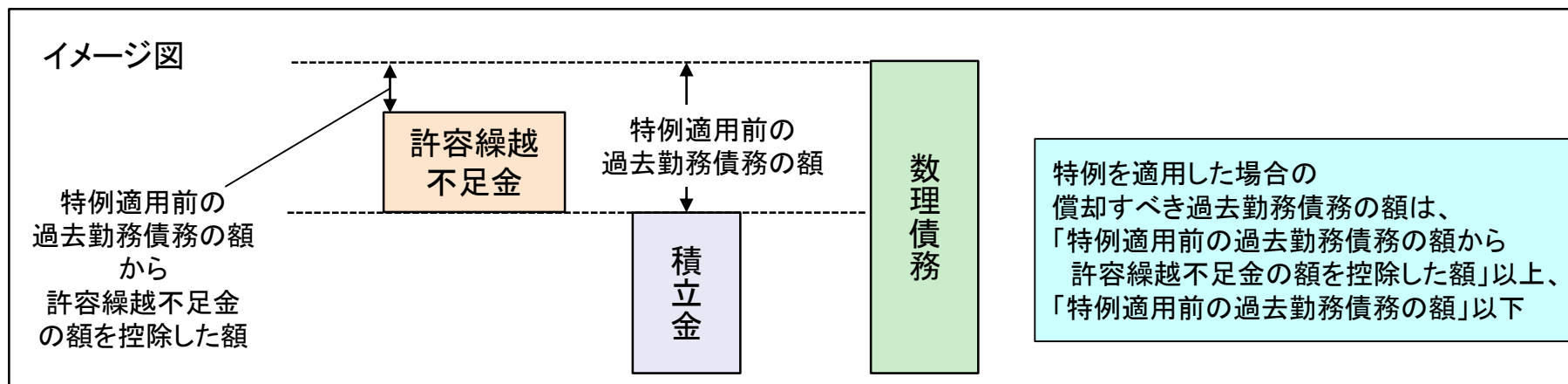
- ・継続基準に抵触した場合に、特別掛金として償却すべき過去勤務債務の額については、許容繰越不足金の全部又は一部を控除することが可能

(2) 特例を適用する場合の要件

- ・令和2年3月31日～令和4年3月31日を事業年度末とする事業年度の財政検証で継続基準に抵触
- ・規約に償却すべき過去勤務債務の額の特例の適用を受ける旨を規定すること

(3) 特例を適用する場合の対応

- ・様式「確定給付企業年金の財政運営に係る特例的扱いの適用状況を示した書類」を提出すること



掛金の引上げの猶予のDB規約例

猶予適用期間終了後の標準掛金額を直近の財政再計算において計算した標準掛金額とする場合

附 則

(標準掛金の引上げの猶予)

第●条 規則附則第14条第1項の規定を適用し、掛金のうち、標準掛金は、第31条^(注1)の規定にかかわらず、{毎月1日;毎年〇月1日}現在における各加入者の標準給与に△. △%を乗じて得た額を合算した額とする。

2 前項の規定を適用する期間は令和■年■月■日から令和◇年◇月◇日までとする。

(特別掛金の引上げの猶予)

第□条 規則附則第14条第1項の規定を適用し、掛金のうち、特別掛金は、第32条^(注2)の規定にかかわらず、{毎月1日;毎年〇月1日}現在における各加入者の標準給与に▲. ▲%を乗じて得た額を合算した額とする。

2 前項の規定を適用する期間は令和■年■月■日から令和◇年◇月◇日までとする。

(注1)標準掛金を規定している条数。該当の条には、直近の財政再計算結果に基づく標準掛金を規定

(注2)特別掛金を規定している条数。該当の条には、直近の財政再計算結果に基づく特別掛金を規定

追加拠出の猶予及び償却すべき過去勤務債務の額の特例のDB規約例

追加拠出の猶予

附 則

(特例掛金の拠出の猶予)

第◇条 規則附則第15条第1項の規定を適用し、掛金の額に追加して拠出することとなる特例掛金は、零とする。

償却すべき過去勤務債務の額の特例

(特別掛金)

第32条^(注1) 掛金のうち、特別掛金は、規則附則第16条第1項を適用し、過去勤務債務の額から第37条第2項^(注2)の{許容繰越不足金の額;許容繰越不足金の額のうち●円;許容繰越不足金の額の●%(円未満四捨五入);許容繰越不足金の額の一部}を控除した額を令和○年○月から20年で償却するための額として、{毎月1日;毎年△月1日}現在における各加入者の標準給与に▲. ▲%を乗じて得た額を合算した額とする。

2 前項の特別掛金の計算基準日は、令和□年□月□日とする。

(注1)特別掛金を規定している条数

(注2)許容繰越不足金を規定している条項数

・資産分割通知の特例的扱いは以下のとおり

(1) 掛金の引上げの猶予を適用する場合において、資産分割通知の第3に基づき、給付区分毎に特別掛金を算定している場合には、給付区分毎に掛金引上げの全部又は一部を実施しないことが可能

(2) 償却すべき過去勤務債務の額の特例を適用する場合において、資産分割通知の第3に基づき、給付区分毎に特別掛金を算定している場合には、許容繰越不足金の額を各給付区分毎に過去勤務債務の額の算定方法に応じて合理的に配分した額の全部又は一部を、各給付区分毎に過去勤務債務の額から控除することが可能

この場合、各給付区分毎に、控除後の過去勤務債務の額が財政再計算前の特別掛金収入現価を下回ってはならないこと

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB規則 附則第14条 (赤字が改正部分)	掛金の引上げの猶予	
	改正後	改正前
	<u>次の各号のいずれにも該当する</u> 場合には、 第43条第1項の規定にかかわらず、<u>財政再計算の結果に基づいて掛金の額を算定することとなる日（以下この条において「適用日」という。）から起算して1年以内の期間に</u>算定することとなる同項に規定する掛金の額は、前回の財政計算において計算した掛金の額以上、当該財政再計算において計算した掛金の額以下の範囲内において規約で定める額とすることができる。 一 <u>適用日が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に到来すること。</u> 二 <u>当該財政再計算において計算した掛金の額が前回の財政計算において計算した掛金の額を上回ること。</u> 三 <u>実施事業所の経営の状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれること。</u> 2 <u>前項の規定の適用を受けようとする事業主等は、規約において、当該規定の適用を受ける旨を定めなければならない。</u>	<u>財政再計算において計算した掛金の額が前回の財政計算において計算した掛金の額を上回る場合であって、かつ、実施事業所の経営の状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合には、第43条第1項の規定にかかわらず、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に</u> 算定することとなる同項に規定する掛金の額は、前回の財政計算において計算した掛金の額以上、当該財政再計算において計算した掛金の額以下の範囲内において規約で定める額とすることができる。<u>ただし、規約において、DB法第57条を満たすために必要な平成25年4月1日以降の掛金の額を定めなければならない。</u>

(注)確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第197号)

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20201209/20201209h00390/20201209h003900001f.html>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB規則 附則第15条 (赤字が改正部分)	掛金の引上げの猶予	
	改正後 第58条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき規約で定める額を掛金の額に追加して拠出することとなる事業年度の初日が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に到来する場合であって、実施事業所の経営の状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれるときは、第59条第1項の規定にかかわらず、 同項の規定に基づき拠出する掛金の額は、当該規約で定める額以下の範囲内において規約で定める額とすることができる。 <u>2 前項の規定の適用を受けようとする事業主等は、規約において、当該規定の適用を受ける旨を定めなければならない。</u>	改正前 第58条 の規定に基づき算定した額が翌事業年度における掛金の額を上回る 場合であって、かつ、実施事業所の経営の状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合には、第59条第1項の規定にかかわらず、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に同項の規定に基づき拠出する掛金の額は、当該上回る額以下の範囲内において規約で定める額とすることができる。
附則第16条 (赤字が改正部分)	過去勤務債務の額の特例	
	改正後 令和2年3月31日から令和4年3月31日までの間の日を計算基準日としてDB法第62条の規定に基づき掛金の額の再計算をする場合には、第46条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する過去勤務債務の額から、第56条各号のいずれかの額の全部又は一部を控除することができる。 <u>2 前項の規定の適用を受けようとする事業主等は、規約において、当該規定の適用を受ける旨を定めなければならない。</u>	改正前 平成21年3月31日から平成24年3月31日までの間の日を計算基準日としてDB法第62条の規定に基づき掛金の額の再計算をする場合には、第46条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する過去勤務債務の額から、第56条各号のいずれかの額の全部又は一部を控除することができる。

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
DBの財政運営に係る特例的扱い等について (新設通知)	第1 DB規則附則第14条について DB法第58条又はDB法第62条の規定に基づき掛金の額を再計算した結果、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に掛金を引上げることとなるDBについて、今般、改正省令によりDB規則附則第14条を改正し、実施事業所の経営の状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合には、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に掛金の引上げを行うこととなっていた日（以下「適用日」という。）から起算して1年を経過する日までの間、掛金引上げの全部又は一部を実施しないことができること。 その際には、当該措置は財政の健全化を先延ばしにするものであることを労使双方で十分に理解した上で、DB規則附則第14条第1項を適用した旨を規約に定める（規約変更に係る書類のうち数理書類においても備考欄等に適用した旨を記載する）こととし、規約変更に係る書類に加えて、別紙様式に基づく書類を提出すること。なお、当該規約変更はリスク対応掛金を変更する場合を除き、DB規則第7条第1項第5号（DB基金においては、DB規則第15条第3号）に該当し、軽微な変更に応当するものとする。 財政再計算において計算した掛金の額にDB規則附則第14条第1項を適用する場合、適用期間（適用日から起算して最大1年間）終了後の標準掛金額は、新たに財政再計算において計算する標準掛金額または直近の財政再計算において計算した標準掛金額のいずれかの額とすること。 第2 DB規則附則第15条について DBにおいては、DB法第63条の規定に基づき掛金の追加拠出を行う場合、翌事業年度又は翌々事業年度に追加して拠出することがDB規則上定められている。DB法第63条の規定に基づき、掛金を追加拠出することとなる事業年度の初日が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間にあるDBについて、今般、改正省令によりDB規則附則第15条を改正し、実施事業所の経営の状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合には、掛金の追加拠出の全部又は一部を実施しないことができること。 その際には、当該措置は財政の健全化を先延ばしにするものであることを労使双方で十分に理解した上で、DB規則附則第15条第1項を適用した旨を規約に定める（規約変更に係る書類のうち数理書類においても備考欄等に適用した旨を記載する）こととし、規約変更に係る書類に加えて、別紙様式に基づく書類を提出すること。なお、当該規約変更はDB規則第7条第1項第5号（DB基金においては、DB規則第15条第3号）に該当し、軽微な変更に応当するものとする。

(注)通知「確定給付企業年金の財政運営に係る特例的扱い等について」(令和2年12月9日年企発1209第2号)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000168722.pdf

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
DBの財政運営に係る特例的扱い等について (新設通知)	第3 DB規則附則第16条について
	DBにおいて特別掛金額を算定する場合は、過去勤務債務の額の全部を償却するものとして算定することがDB規則上定められているが、今般、改正省令によりDB規則附則第16条を改正し、令和2年3月31日から令和4年3月31日までの間の日を計算基準日としてDB法第62条の規定に基づき特別掛金額を算定する場合には、過去勤務債務の額からDB規則第56条各号のいずれかの額の全部又は一部を控除することができること。 なお、当該措置は財政の健全化を先延ばしにするものであることを労使双方で十分に理解した上で、DB規則附則第16条第1項を適用した旨を規約に定める(規約変更に係る書類のうち数理書類においても備考欄等に適用した旨を記載することとし、規約変更に係る書類に加えて、別紙様式に基づく書類を提出すること。なお、当該規約変更はDB規則第7条第1項第5号(DB基金においては、DB規則第15条第3号)に該当し、軽微な変更該当するものとする。
	第4 「DBの財政計算等に係る特例的扱いについて」の特例的扱いについて 一 DB規則附則第14条第1項を適用する場合において、「DBの財政計算等に係る特例的扱いについて(平成20年9月11日年発第0911001号)」(以下「資産分割通知」という。)の第3に基づき、給付区分毎に特別掛金を算定している場合には、給付区分毎に掛金引上げの全部又は一部を実施しないことができること。 二 DB規則附則第16条第1項を適用する場合において、資産分割通知第3に基づき、給付区分毎に特別掛金を算定している場合には、DB規則第56条各号のいずれかの額を各給付区分毎に過去勤務債務の額の算定方法に応じて合理的に配分した額の全部又は一部を、各給付区分毎に過去勤務債務の額から控除することができること。なお、各給付区分毎に、控除後の過去勤務債務の額が財政再計算前の特別掛金収入現価を下回ってはならないこと。

- ・本資料は、明治安田生命保険相互会社団体年金サービス部団体年金設計グループが情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。
- ・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することはご遠慮ください。
- ・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

明治安田生命保険相互会社 団体年金サービス部 団体年金設計グループ
TEL : 03 - 3590 - 4851